所を有する個人である場合に限る。）		
日本における代理人の変更（労働金庫電子決済等代行業者が外国に住所を有する個人である場合に限る。）	一　変更前の日本における代理人の商号等 二　変更後の日本における代理人の商号等 三　変更年月日	一　理由書 二　変更後の日本における代理人の住民票の抄本（当該日本における代理人が法人であるときは、当該日本における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
役員（銀行法第五十二条の六十一の三第一項第二号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この表において同じ。）の変更	一　変更があつた役員の氏名又は名称及び役職名 二　就任又は退任年月日	一　法人の登記事項証明書 二　就任する役員に係る次に掲げる書面 イ　履歴書（就任する役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面） ロ　住民票の抄本（就任する役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面 ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第百五十二条の二の六第一項の届出書に記載した場合